# 石島会計メモ

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

２０２６年２月号

## 令和８年度税制改正大綱のポイント Vol.2

### 法人税や消費税も

令和８年度税制改正大綱では、年収の壁の変動など所得税に関して大きな影響がありましたが、法人税や消費税においても目立つ改正が検討されていますので、今回はそちらに焦点を当てていきたいと思います。

### 賃上げ促進税制の見直し

賃上げ機運を強めるため、賃上げした企業（個人事業主含む）に対して税金を軽減する制度が「賃上げ促進税制」です。一定水準以上賃上げした場合、増加額に対し最大で45%もの控除を受けられる制度となっています。企業規模に応じて、大企業向け・中堅企業向け・中小企業向けの３つがあります。

ただ、もともと利益や剰余金の水準が高く賃上げ余力が十分にある大企業に対し、中小企業は余力が少なく、それでも人材を確保するには防衛的に賃上げをするしかないので非常に厳しくなっています。

そこで、大企業向けや中堅企業向けは今後廃止され、賃上げをアシストする必要のある中小企業向けは存続することとされました。中小企業向けでも控除率は一部縮小されてしまいますが、補助すべきところに対象を絞る、現況に合わせた見直しとなっています。

### 消費税ではインボイス関連の見直し

課税売上高が 1,000 万円以下であれば消費税の免税事業者でいられたのですが、令和 5 年 10 月にインボイス制度が始まると一変しました。インボイスが発行できないと支払先に消費税の追加負担が生じてしまうのですが、インボイスを発行するには課税事業者にならなければなりません。そのため、やむなく課税を受け入れる小規模事業者がたくさんいたのです。

しかし、いきなり納税となると小規模事業者にとっては負担が大きいので、売上の消費税の 2 割の納付でもよいとする特例が設けられていました。この 2 割特例を受けられるのが令和 8 年までの課税期間だったのですが、今回の税制改正により、令和 9 年・令和 10 年までの課税期間は 3 割納付にできる特例が追加されています。ただし、2 割特例は法人も対象でしたが、新設の 3 割特例は、個人事業者に限定されている点には注意が必要です。

一方の支払い側も、インボイス制度開始後はインボイスがないとその消費税分相当を負担することになってしまいます。しかしこれでは支払い側も負担が大きいので、インボイスがなくても一部の消費税分相当を負担しなくてよいとする経過措置があります。この経過措置は、令和 8 年 10 月までは 80%、令和 11 年 10 月までは 50%の負担が軽減されるものでしたが、今回の改正により拡張されます。令和 8 年 10 月～令和 13 年 9 月末まで、期間に応じて 70%→50%→30%と負担を軽減する措置に変更されています。

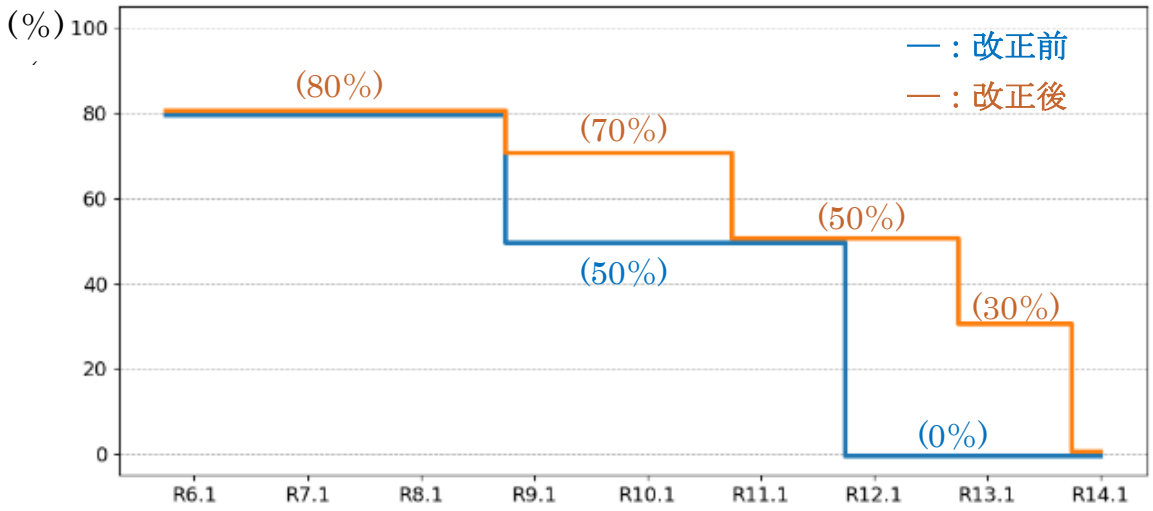


## 他の項目や今後にも注目

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の改正もあります。これは備品など対象となる資産の取得価額が 30 万円未満であればその取得した年に全額を費用化できるというものですが、今回の改正で 40 万円未満の資産に拡大されます。単年度で費用化できる資産の範囲が広がりますので、影響が大きい改正のひとつです。ただし、年間 300 万円までとする上限は変更されていませんので、総額は注意しましょう。

他にも様々な改正点がありますし、政治情勢も大きく動いていますので、今後の税制の動向には注目していきたいところです。